

「マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査」の概要

平成 27 年 9 月 3 日
内閣府政府広報室

調査対象	全国20歳以上の日本国籍を有する者 3,000人 有効回収数 1,773人（回収率 59.1%）
調査時期	平成27年7月23日～8月2日（調査員による個別面接聴取）
調査目的	マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
調査項目	マイナンバー制度の認知度 マイナンバー制度に対する懸念 個人番号カードの認知度 法人番号の認知度 マイナンバー制度に対する期待
調査実績	「マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査」（平成27年1月調査） 「社会保障・税の番号制度に関する世論調査」（平成23年11月調査）

（平成 18 年度の調査から、調査対象者に調査主体が「内閣府」であることを提示した上で実施。）

※ 本資料では、過去の調査結果との比較において、統計学的に有意差（信頼度95%）が認められる回答については、「(増)」または「(減)」と記載している。

＜お願い＞

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを
下記宛にご送付ください。

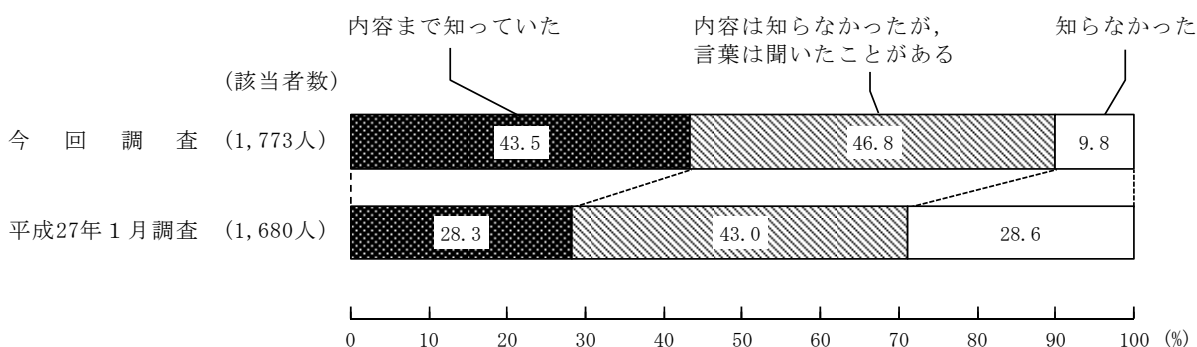
内閣府大臣官房政府広報室
世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話 03(3581)0070
FAX 03(3580)1186

1 マイナンバー制度の認知度

問1 あなたは、マイナンバー制度について、知っていましたか。この中から1つだけお答えください。

- | | 平成27年1月 | → | 平成27年7月 | |
|-------------------------|---------|---|---------|-----|
| ・内容まで知っていた | 28.3% | | 43.5% | (増) |
| ・内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある | 43.0% | | 46.8% | (増) |
| ・知らなかった | 28.6% | | 9.8% | (減) |



[参考] 番号制度の認知度

	該 当 者 数	内 容 ま で 知 っ て い る	は 内 容 は 知 ら な い が、 あ 言 葉	知 ら な い
	人	%	%	%
平成23年11月調査	1,890	16.7	41.8	41.5

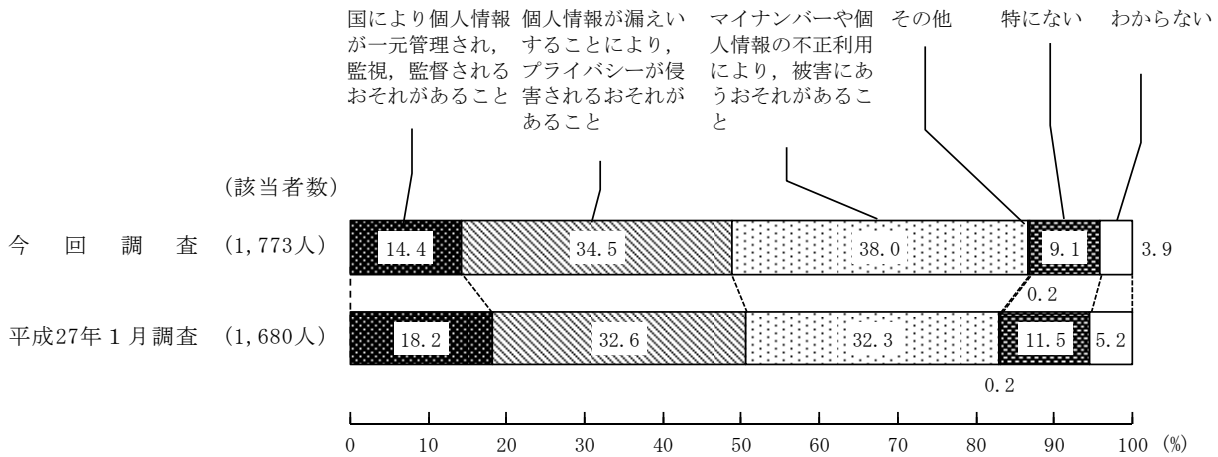
(注) 「あなたは、社会保障と税の番号制度について、知っていますか。この中から1つだけお答えください。」と聞いている。

2 マイナンバー制度に対する懸念

問2 マイナンバー制度における個人情報の取扱いに関する事で、あなたが最も不安に思うことは何ですか。この中から1つだけお答えください。

平成27年1月 平成27年7月

- ・国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること 18.2% → 14.4% (減)
- ・個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること 32.6% → 34.5%
- ・マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること 32.3% → 38.0% (増)



〔参考〕 番号制度に対する懸念

	該当者数	おそれがあること （監視、監督されること）	個人情報が漏洩することにより、プライバシーが侵害されること	「番号」や個人情報に不正利用があること	その他	特になし	わからない
	人	%	%	%	%	%	%
平成23年11月調査	1,890	13.0	40.5	32.2	0.3	11.0	3.1

(注) 「社会保障と税の番号制度における個人情報に関する事で、あなたが最も不安に思うことは何ですか。この中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(ア) 懸念事項への対応

更問 (問2で「国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること」、「個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること」、「マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること」、「その他」と答えた方(1,543人)に)

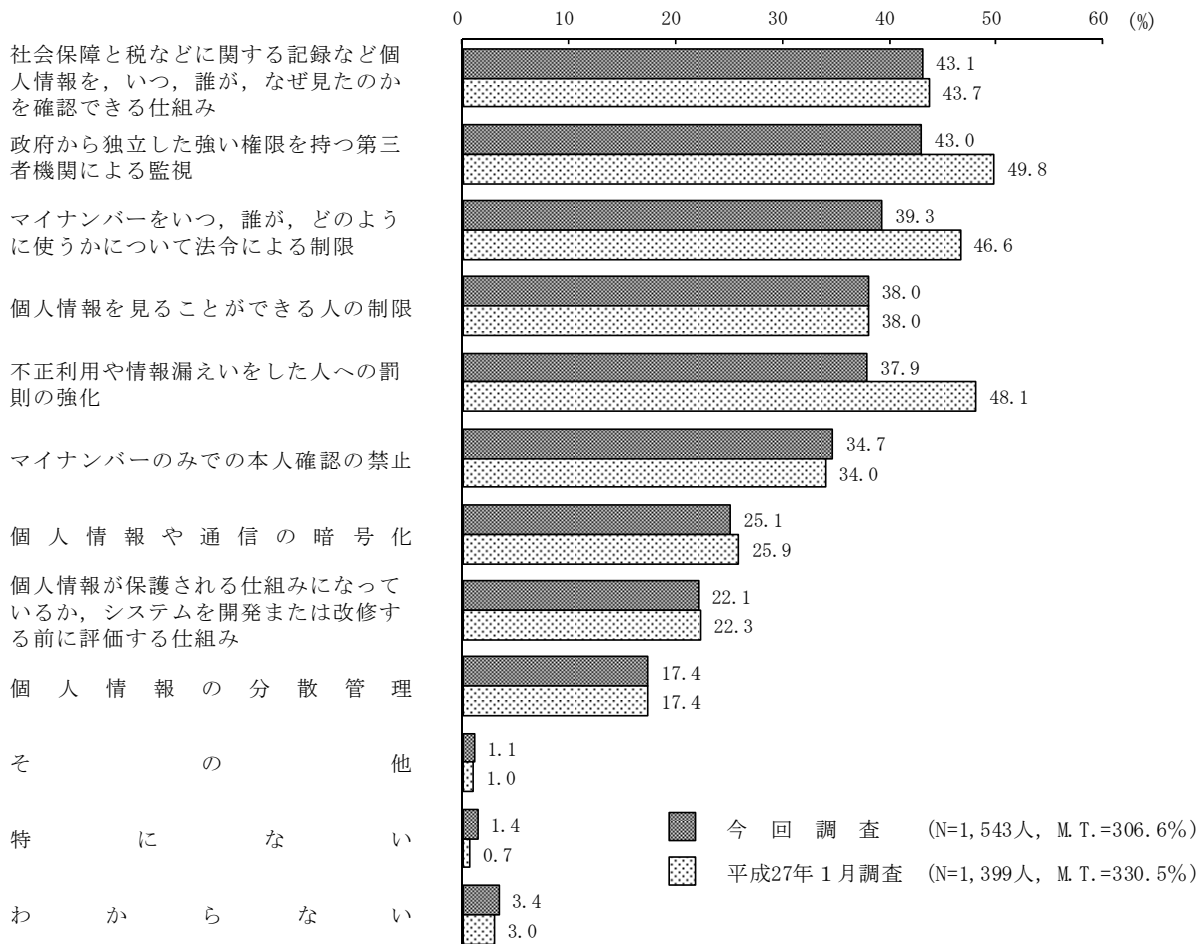
不安に思うことに対して、どのような対応が必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位6項目)

平成27年1月 平成27年7月

・社会保障と税などに関する記録など個人情報を、いつ、誰が、なぜ見たのかを確認できる仕組み	43.7%	→	43.1%	
・政府から独立した強い権限を持つ第三者機関による監視	49.8%	→	43.0%	(減)
・マイナンバーをいつ、誰が、どのように使うかについて法令による制限	46.6%	→	39.3%	(減)
・個人情報を見ることができる人の制限	38.0%	→	38.0%	
・不正利用や情報漏えいをした人への罰則の強化	48.1%	→	37.9%	(減)
・マイナンバーのみでの本人確認の禁止	34.0%	→	34.7%	

〔最も不安に思うことについて、「国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること」、「個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること」、「マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること」、「その他」と答えた者に、複数回答〕



〔参考〕 懸念事項への対応

〔最も不安に思うことについて、「国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること」、「個人情報が漏洩することによる、プライバシー侵害のおそれがあること」、「番号」や個人情報の不正利用により被害にあうおそれがあること、「その他」と答えた者に、複数回答〕

	該 当 者 数	つ、 社会 保障 と税 に 関 する 記 録 な ど 個 人 情 報 を、 誰 が、 な ぜ 見 た の か を 確 認 で き る 仕 組 み	不 正 利 用 や 情 報 漏 洩 を し た 人 へ の 罰 則 の 強 化	個 人 情 報 を 見 る こ と が で き る 人 の 制 限	「 番 号 」 を い つ、 誰 が、 ど の よ う な こ と に 使 う か に つ い て 法 令 に よ る 制 限	政 府 か ら 独 立 し た 強 い 権 限 を 持 つ 第 三 者 機 関 に よ る 監 視	「 番 号 」 の み で の 本 人 確 認 の 禁 止	個 人 情 報 や 通 信 の 暗 号 化	テ レ ビ 個 人 情 報 が 保 護 さ れ る 仕 組 み に な つ て い る か シ ス テ ム を 開 発 ま た は 改 修 す る 前 に 評 価 す る 仕 組 み	個 人 情 報 の 分 散 管 理	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	計 (M. T.)	
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成 23 年 11 月 調査	1,623	47.2	46.8	38.1	37.7	37.2	36.5	26.2	19.4	15.5	1.0	2.2	4.0	311.8	

(注) 「不安に思うことに対して、どのような対策が必要だと思いますか。この中からいくつでもお答えください。」と聞いている。

3 個人番号カードの認知度

(1) 個人番号カードのメリットの認知度

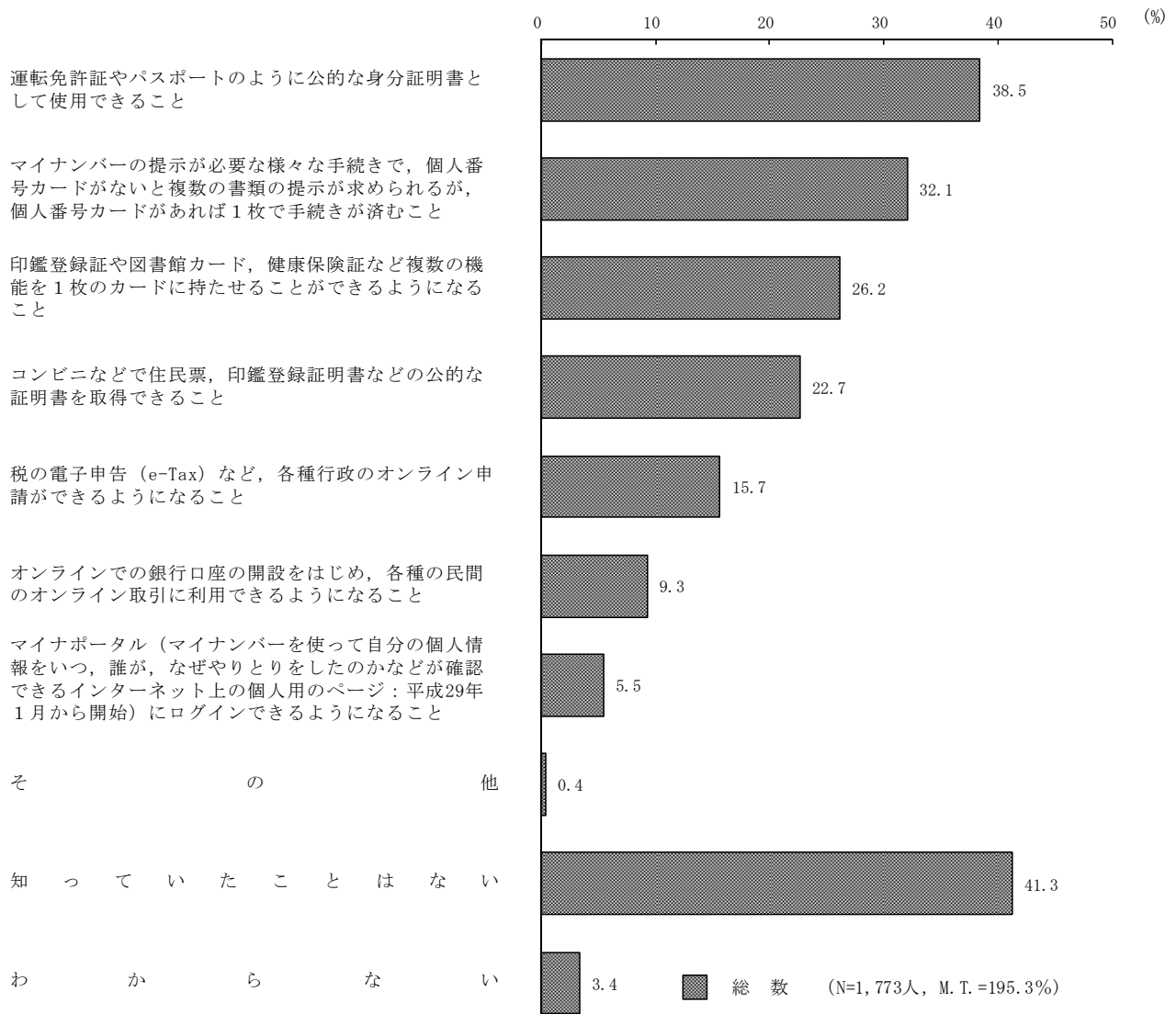
問3 あなたは、個人番号カードの次のようなメリットを知っていましたか。この中から知っていたことをすべてあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

平成27年7月

- 運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること 38.5%
- マイナンバーの提示が必要な様々な手続きで、個人番号カードがないと複数の書類の提示が求められるが、個人番号カードがあれば1枚で手続きが済むこと 32.1%
- 印鑑登録証や図書館カード、健康保険証など複数の機能を1枚のカードに持たせることができるようになること 26.2%
- コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること 22.7%
- 知っていたことはない 41.3%

(複数回答)



(2) 個人番号カードの魅力

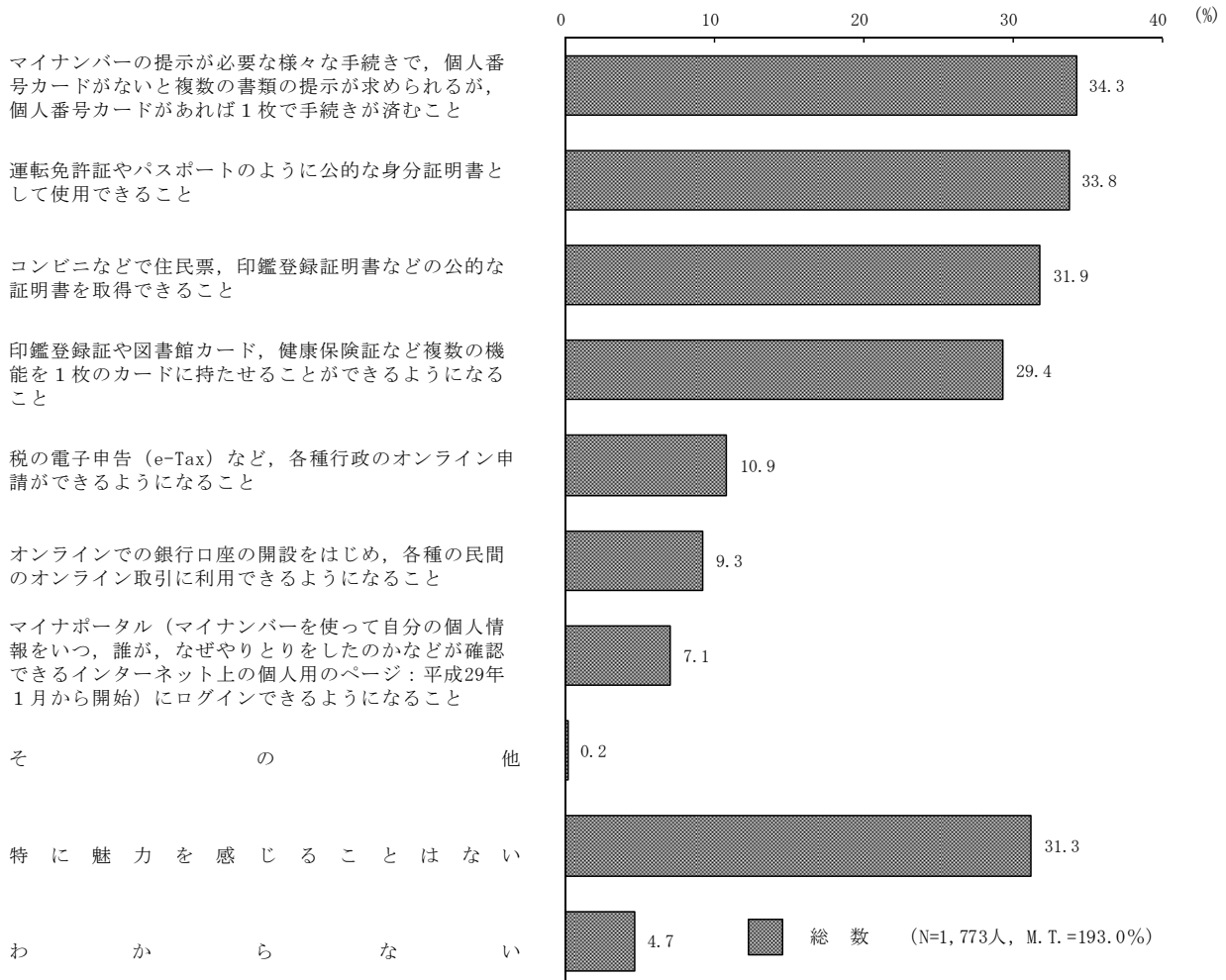
問4 個人番号カードのメリットのうち、あなたが魅力を感じることは何ですか。この中からいくつかもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

平成27年7月

- ・マイナンバーの提示が必要な様々な手続きで、個人番号カードがないと複数の書類の提示が求められるが、個人番号カードがあれば1枚で手続きが済むこと 34.3%
- ・運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること 33.8%
- ・コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること 31.9%
- ・印鑑登録証や図書館カード、健康保険証など複数の機能を1枚のカードに持たせることができるようになること 29.4%
- ・特に魅力を感じることはない 31.3%

(複数回答)

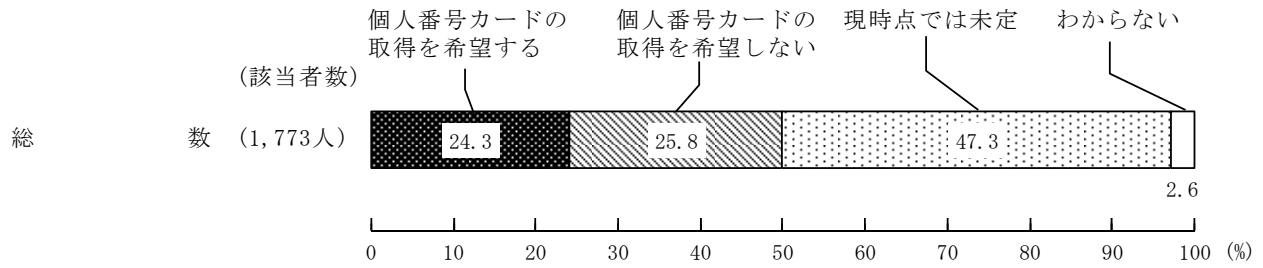


(3) 個人番号カードの取得希望

問5 あなたは、個人番号カードの取得を希望しますか。この中から1つだけお答えください。

平成27年7月

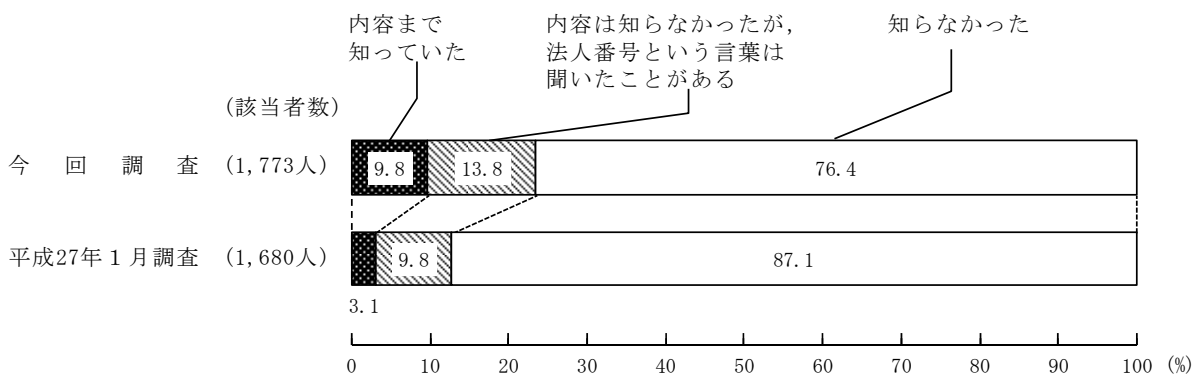
- ・個人番号カードの取得を希望する 24.3%
- ・個人番号カードの取得を希望しない 25.8%
- ・現時点では未定 47.3%



4 法人番号の認知度

問6 法人にも1法人1つの番号が指定され、平成27年10月以降、国税庁から、登記上の所在地宛に13桁の法人番号が通知されます。法人番号は広く公表され、個人番号と異なり、官民間わず、自由に利用できます。法人番号が指定・通知されることを知っていましたか。この中から1つだけお答えください。

	平成27年1月	平成27年7月	
・内容まで知っていた	3.1%	9.8%	(増)
・内容は知らなかったが、法人番号という言葉は聞いたことがある	9.8%	13.8%	(増)
・知らなかった	87.1%	76.4%	(減)



5 マイナンバー制度に対する期待

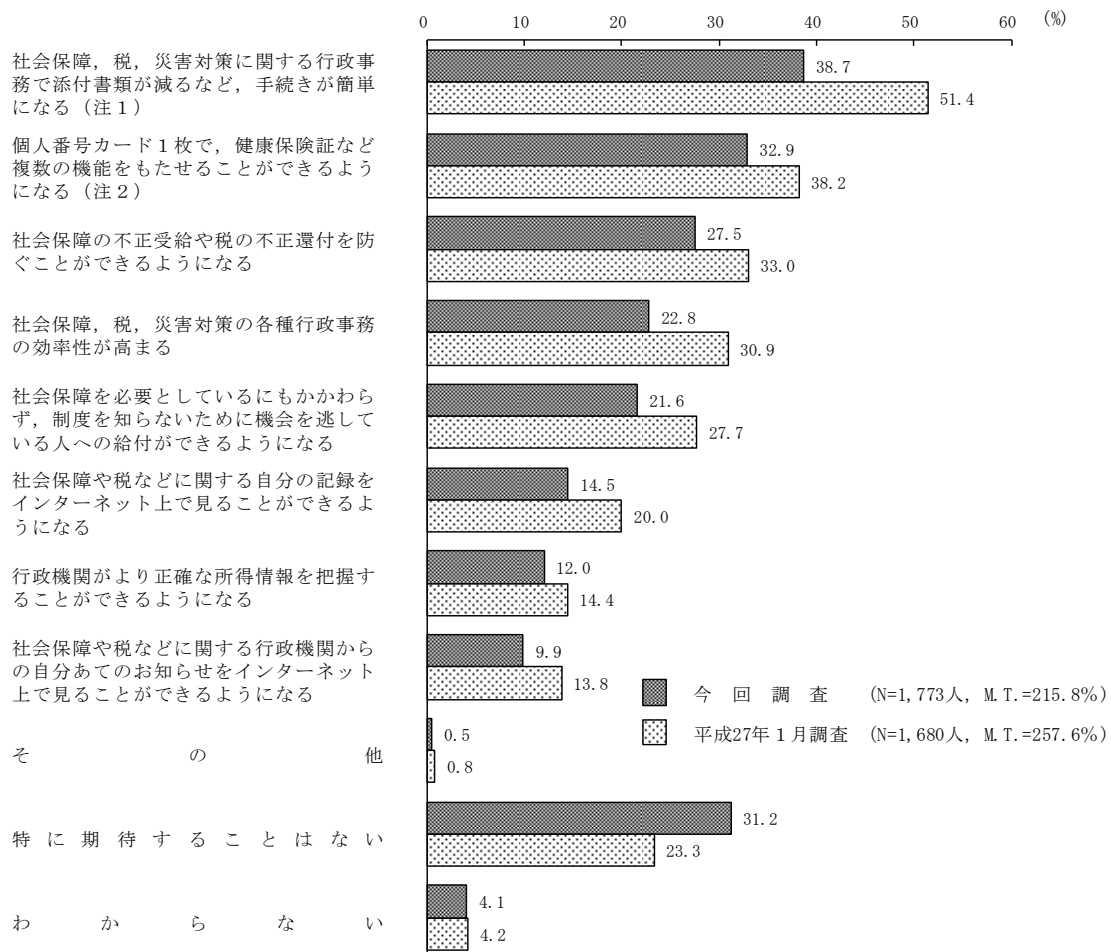
問7 マイナンバー制度について、あなたが期待することは何ですか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位5項目)

平成27年1月 平成27年7月

- ・ 社会保障, 税, 災害対策に関する行政事務で添付書類が減るなど, 手続きが簡単になる 51.4% → 38.7% (減)
- ・ 個人番号カード1枚で, 健康保険証など複数の機能をもたせることができるようになる 38.2% → 32.9% (減)
- ・ 社会保障の不正受給や税の不正還付を防ぐことができるようになる 33.0% → 27.5% (減)
- ・ 社会保障, 税, 災害対策の各種行政事務の効率性が高まる 30.9% → 22.8% (減)
- ・ 社会保障を必要としているにもかかわらず, 制度を知らないために機会を逃している人への給付ができるようになる 27.7% → 21.6% (減)
- ・ 特に期待することはない 23.3% → 31.2% (増)

(複数回答)



(注1) 平成27年1月調査では, 「社会保障, 税, 災害対策に関する行政機関の手続きが簡単になる」となっている。

(注2) 平成27年1月調査では, 「個人番号カード1枚で, 年金手帳や健康保険証など複数の機能をもたせることができるようになる」となっている。

〔参考〕番号制度に対する期待

(複数回答)

	該 当 者 数	社会 保障 と 税 に 関 する 行 政 機 関 の 手 続 き が 簡 単 に な る	社会 保障 の 不 正 受 給 や 税 の 不 正 還 付 を 防 ぐ こ と が で き る よ う に な る	社会 保障 を 知 ら な い た め に 機 会 を 逃 し て い る 人 へ の 給 付 が で き る よ う に な る	社会 保障 を 必 要 と し て い る に も か か わ ら ず 、 制 度 を 知 ら な い た め に 機 会 を 逃 し て い る 人 へ の 給 付 が で き る よ う に な る	IC カ ー ド 一 枚 で 、 年 金 手 帳 や 健 康 保 険 証 な ど 複 数 の 機 能 を 持 た せ る こ と が で き る よ う に な る	社会 保障 と 税 の 各 種 行 政 事 務 の 効 率 性 が 高 ま る	社会 保障 と 税 に 関 する 自 分 の 記 録 を イ ン タ ー ネ ッ ト 上 で 見 る こ と が で き る よ う に な る	行政 機 関 が よ り 正 確 な 所 得 情 報 を 把 握 す る こ と が で き る よ う に な る	見 る こ と が で き る よ う に な る	社会 保障 と 税 に 関 する 行 政 機 関 か ら の 自 分 あ て の お 知 ら せ を イ ン タ ー ネ ッ ト 上 で 見 る こ と が で き る よ う に な る	そ の 他	特 に 期 待 す る こ と は な い	わ か ら な い	計 (M.T.)
平成 23 年 11 月 調査	人 1,890	% 44.8	% 35.0	% 32.9	% 31.6	% 27.4	% 20.7	% 17.0	% 15.6	% 0.2	% 24.0	% 3.7	% 252.8		

(注) 「社会保障と税の番号制度について、あなたが期待することは何ですか。この中からいくつかでもお答えください。」と聞いている。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査

調査時期：平成27年7月23日から平成27年8月2日
調査対象：全国20歳以上の日本国籍を有する者3,000人
有効回収数（率）：1,773人（59.1%）

話は変わりますが、次に時事問題として、「マイナンバー（社会保障・税番号）制度」に関してお聞きします。

（調査員注：【資料1】を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。）

【資料1】

マイナンバー（社会保障・税番号）制度とは、住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

本年10月以降、市区町村から、住民票の住所宛に12桁のマイナンバーが通知され、平成28年1月以降、年金、医療保険や税の手続きなどで使用が開始され、行政機関や医療保険者、勤務先などに提供することになります。

平成29年1月から国の機関、平成29年7月から地方公共団体間の情報連携が始まると、申請時の添付書類の省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

個人情報の取扱いに対する懸念には、法令による利用などの制限に加え、個人情報は一元管理せず、システムへのアクセスも制限し、第三者機関による監視・監督を行うなど、制度面・システム面で個人情報保護措置を講じます。

1. マイナンバー制度の認知度

Q1 【回答票1】あなたは、マイナンバー制度について、知っていましたか。この中から1つだけお答えください。

- (43.5) (ア) 内容まで知っていた
- (46.8) (イ) 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある
- (9.8) (ウ) 知らなかった

2. マイナンバー制度に対する懸念

Q2 【回答票2】 マイナンバー制度における個人情報の取扱いに関する事で、あなたが最も不安に思うことは何ですか。この中から1つだけお答えください。

- (14.4) (ア) 国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること
 - (34.5) (イ) 個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること
 - (38.0) (ウ) マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること
 - (0.2) その他 ()
 - (9.1) (エ) 特にない
 - (3.9) わからない
- (Q3へ)

(Q2で「(ア) 国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること」, 「(イ) 個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること」, 「(ウ) マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること」, 「その他」と答えた方に)

SQ 【回答票3】 不安に思うことに対して、どのような対応が必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=1,543)

- (43.0) (ア) 政府から独立した強い権限を持つ第三者機関による監視
- (37.9) (イ) 不正利用や情報漏えいをした人への罰則の強化
- (39.3) (ウ) マイナンバーをいつ、誰が、どのように使うかについて法令による制限
- (34.7) (エ) マイナンバーのみでの本人確認の禁止
- (22.1) (オ) 個人情報が保護される仕組みになっているか、システムを開発または改修する前に評価する仕組み
- (17.4) (カ) 個人情報の分散管理
- (38.0) (キ) 個人情報を見ることができる人の制限
- (25.1) (ク) 個人情報や通信の暗号化
- (43.1) (ケ) 社会保障と税などに関する記録など個人情報を、いつ、誰が、なぜ見たのかを確認できる仕組み
- (1.1) その他 ()
- (1.4) 特にない
- (3.4) わからない

(M. T.=306.6)

3. 個人番号カードの認知度

(全員に)

(調査員注：【資料2】を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。)

【資料2】

個人番号カードは、本人の申請により平成28年1月以降、無料で交付されるカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載され、本人の写真が表示されるため、本人確認のための身分証明書として利用できます。さらに、カードのICチップを活用することにより、お住いの市町村の図書館利用証や印鑑登録証など各地方公共団体が条例で定めるサービスなどにも使用できます。

また、個人番号カードは、以下のとおりセキュリティ対策が講じられており、安心・安全にご利用いただけます。

- ・カードのICチップ内には、地方税関係情報や年金給付関係情報など、プライバシー性の高い個人情報本体は記録されません。
- ・ICチップを利用したサービスには、マイナンバーを利用しません。個人番号カードを紛失したとしても、ICチップの中の情報を盗み取ることはできず、また、マイナンバーや個人番号カードで、いもづる式に情報が漏えいすることはありません。
- ・紛失時の対応として、24時間365日体制のコールセンターを設置し、紛失時にはカード機能の一時停止の処置により電子証明書などを使用できないようになるとともに、その旨が全市町村に共有される体制がとられています。

Q3 【回答票4】あなたは、個人番号カードの次のようなメリットを知っていましたか。この中から知っていたことをすべてあげてください。(M. A.)

- (32.1) (ア) マイナンバーの提示が必要な様々な手続きで、個人番号カードがないと複数の書類の提示が求められるが、個人番号カードがあれば1枚で手続きが済むこと
- (38.5) (イ) 運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること
- (26.2) (ウ) 印鑑登録証や図書館カード、健康保険証など複数の機能を1枚のカードに持たせることができるようになること
- (15.7) (エ) 税の電子申告 (^{イータックス}e-Tax) など、各種行政のオンライン申請ができるようになること
- (9.3) (オ) オンラインでの銀行口座の開設をはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになること
- (22.7) (カ) コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること
- (5.5) (キ) マイナポータル(マイナンバーを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりをしたのかなどが確認できるインターネット上の個人用のページ：平成29年1月から開始)にログインできるようになること
- (0.4) その他 ()
- (41.3) (ク) 知っていたことはない
- (3.4) わからない

(M. T. =195.3)

Q4 〔回答票5〕 個人番号カードのメリットのうち、あなたが魅力を感じることは何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (34.3) (ア) マイナンバーの提示が必要な様々な手続きで、個人番号カードがないと複数の書類の提示が求められるが、個人番号カードがあれば1枚で手続きが済むこと
- (33.8) (イ) 運転免許証やパスポートのように公的な身分証明書として使用できること
- (29.4) (ウ) 印鑑登録証や図書館カード、健康保険証など複数の機能を1枚のカードに持たせることができるようになること
- (10.9) (エ) 税の電子申告^{イータックス}(e-Tax)など、各種行政のオンライン申請ができるようになること
- (9.3) (オ) オンラインでの銀行口座の開設をはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになること
- (31.9) (カ) コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できること
- (7.1) (キ) マイナポータル(マイナンバーを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりをしたのかなどが確認できるインターネット上の個人用のページ：平成29年1月から開始)にログインできるようになること
- (0.2) その他()
- (31.3) (ク) 特に魅力を感じることはない
- (4.7) わからない

(M. T. =193.0)

Q5 〔回答票6〕 あなたは、個人番号カードの取得を希望しますか。この中から1つだけお答えください。

- (24.3) (ア) 個人番号カードの取得を希望する
- (25.8) (イ) 個人番号カードの取得を希望しない
- (47.3) (ウ) 現時点では未定
- (2.6) わからない

4. 法人番号の認知度

Q 6 【回答票 7】 法人にも 1 法人 1 つの番号が指定され、平成 27 年 10 月以降、国税庁から、登記上の所在地宛に 13 桁の法人番号が通知されます。法人番号は広く公表され、個人番号と異なり、官民間問わず、自由に利用できます。法人番号が指定・通知されることを知っていましたか。この中から 1 つだけお答えください。

- (9.8) (ア) 内容まで知っていた
- (13.8) (イ) 内容は知らなかったが、法人番号という言葉は聞いたことがある
- (76.4) (ウ) 知らなかった

5. マイナンバー制度に対する期待

Q 7 【回答票 8】 マイナンバー制度について、あなたが期待することは何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (38.7) (ア) 社会保障、税、災害対策に関する行政事務で添付書類が減るなど、手続きが簡単になる
- (22.8) (イ) 社会保障、税、災害対策の各種行政事務の効率性が高まる
- (27.5) (ウ) 社会保障の不正受給や税の不正還付を防ぐことができるようになる
- (12.0) (エ) 行政機関がより正確な所得情報を把握することができるようになる
- (21.6) (オ) 社会保障を必要としているにもかかわらず、制度を知らないために機会を逃している人への給付ができるようになる
- (14.5) (カ) 社会保障や税などに関する自分の記録をインターネット上で見るようになる
- (9.9) (キ) 社会保障や税などに関する行政機関からの自分あてのお知らせをインターネット上で見るようになる
- (32.9) (ク) 個人番号カード 1 枚で、健康保険証など複数の機能をもたせることができるようになる
- (0.5) その他 ()
- (31.2) (ケ) 特に期待することはない
- (4.1) わからない

(M. T. =215.8)